

至急

静 県 薬 第 786 号
令 和 6 年 2 月 9 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年1月26日付け日薬業発第397号）のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、別添のとおり協力依頼がありました。

任命に際しては、下記URLより動画を視聴ののち申請いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカーが薬局に送付されます。（別添1、別添2）

つきましては、貴会会員の薬局を対象に、下記により、デジタル推進委員（薬剤師以外の従事者も可能です）の任命を希望する薬局を募りますので、会務ご繁忙の折誠に恐縮ですが、貴会所属の薬局へご周知いただき、積極的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手続きの流れ（薬局従事者は、（1）と（2）のみ）
(1) **動画（別添2「視聴いただく動画」①～③、計65分程度）の視聴**
(2) **下記3の応募フォームに必要項目を入力**
(3) データの送付（静岡県薬剤師会→日本薬剤師会→デジタル庁）
(4) デジタル庁より応募薬局にステッカーを送付。
※詳細は別添2をご参照ください。
2. 視聴動画サイト（「1.マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法に関するもの」）
URL : https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie
3. 応募先（静岡県薬剤師会 Google フォーム）
URL : <https://forms.gle/3owgDpBaJ89Lwpnm8> QRコード : 
4. Google フォーム応募締切：令和6年2月26日（月）



日薬業発第397号
令和6年1月26日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた
デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めているところです。

既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、別添のとおり協力依頼がありました。

任命に際しては、以下URLより動画を視聴ののち申請いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカーが薬局に送付されます（別添1）。

既に薬局業務においては、マイナ保険証の活用や利用促進に取り組んでいたりしていることから、通常のデジタル推進委員任命に関する要件・手続きとは異なり、簡略化されます（別添2）。

つきましては、業務ご多忙の折恐れ入りますが、積極的なご協力を賜りたく、貴会会員の薬局を対象に、デジタル推進委員（薬剤師以外の従事者も可能です）の任命を希望する薬局の情報を2月29日（木）までに取りまとめていただきたいと存じますので、お願ひ申し上げます。

＜別添＞

- マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員との連携強化について（依頼）（令和6年1月22日付け事務連絡、デジタル庁国民向けサービスグループデジタル推進委員担当）
- デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）

※日本薬剤師会作成「規範動画のリンクを貼付済みですのでWordファイルをご確認ご活用ください。

静岡県薬剤師会
6.1.29
第1091号
受付

<別添1>

事務連絡

令和6年1月22日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

デジタル庁

国民向けサービスグループ

デジタル推進委員担当

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

デジタル庁では、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めてきております。

現在、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証の利用）促進に向けて、厚生労働省等の関係省庁とも連携しながら、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施しているところであります、その中で、デジタル推進委員のサポートによるカードリーダーを活用したデモ体験を進めています。

貴会におかれましても、既に薬局においてマイナ保険証の利用を進めているところと存じますが、デジタル推進委員の取組と連携強化により、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図りたいと考えております。（補足になりますが、本連携は、薬局においてスマートフォンの相談等に乗っていただくなど、一般的なデジタルサポートを直接の目的としているものではありません。）

つきましては、貴会に加入する薬局の管理薬剤師を中心にデジタル推進委員のご案内と任命希望者のとりまとめをお願いいたします。デジタル推進委員の任命は「デジタル庁が指定する動画等」の閲覧を要件としておりますので、閲覧いただいた任命希望者を、別紙1にとりまとめの上で、3月4日までにご提出をお願いします。

提出いただいた宛先に対し、デジタル庁より、別紙2の「デジタル推進委員滞在ステッカー」及びカードリーダーを活用した「薬局向け利用促進手順書」を送付させていただきます。

なお、今後、貴会の他、（一社）日本保険薬局協会及び（一社）日本チェーンドラッグストア協会宛てにも同様の依頼をさせていただきますが、複数の法人に所属される薬局におかれましては、貴会を通じてご提出いただけますようご案内をお願い致します。

○デジタル庁が指定する動画等（※応募時に視聴が必要な動画）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

別紙1：デジタル推進委員応募様式

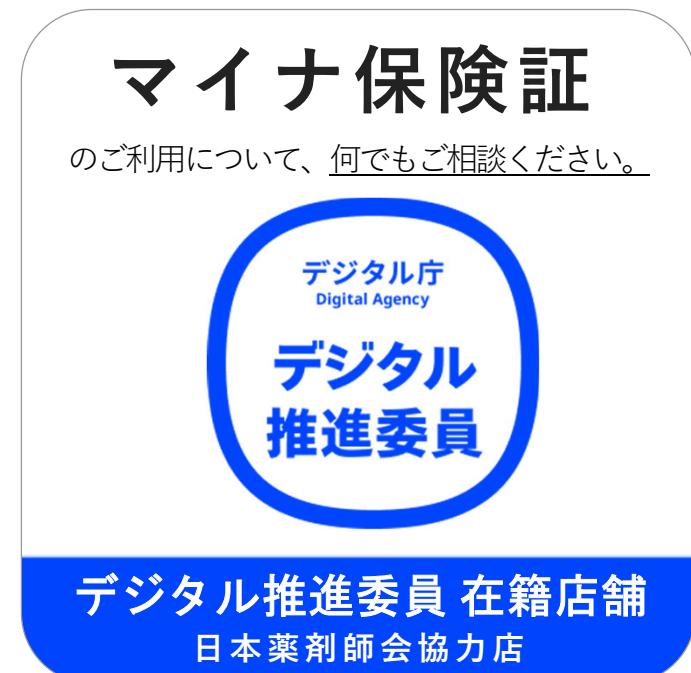
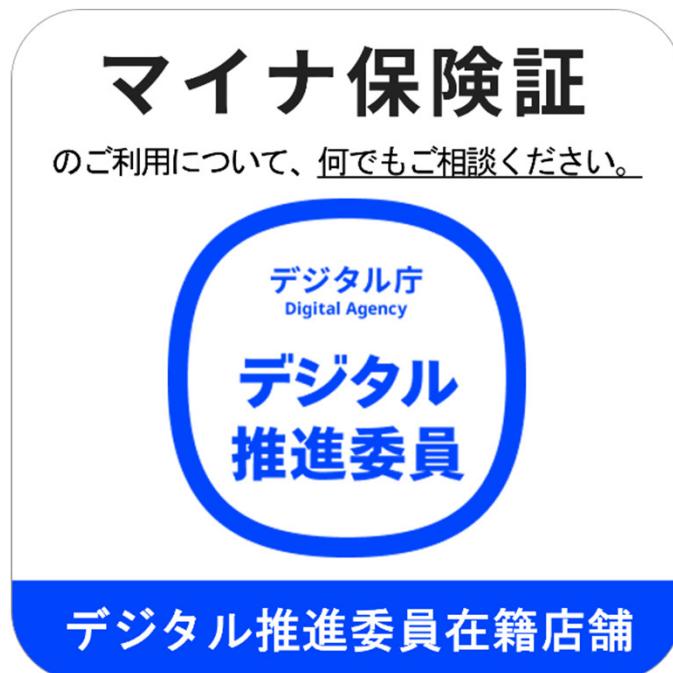
別紙2：デジタル推進委員滞在ステッカー

【問合せ先】

デジタル庁国民向けサービスグループ

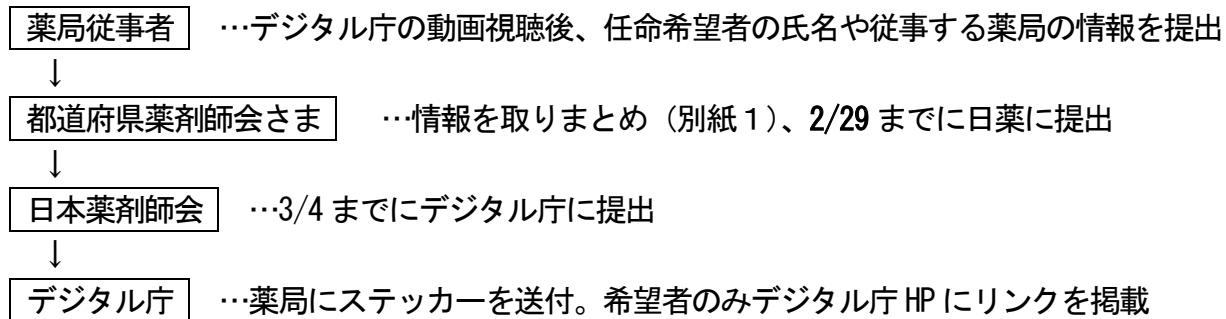
デジタル推進委員担当 川崎、森村

【別紙2】デジタル推進委員ステッカー案



<別添2>

■デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）



※後日（4月を日途）、デジタル庁から薬局にステッカーが送付されます。

※令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、被災各県のうち石川県薬さまは個別にご相談させていただきます。新潟、富山、福井各県薬さまについてはご無理のない範囲でご検討ください。

■視聴いただく動画

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。

①[デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）](#)

※上記リンク先の「応用8講座」のうち、「マイナンバーカードの申請方法」と「マイナポータルの活用方法」をご視聴ください。

②[マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

③[マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）](#)

■任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。

プライバシーポリシー（デジタル推進委員等）

1. このプライバシーポリシーについて

デジタル庁（以下「当庁」といいます。）は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」を実現するため、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民の意識を高めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」（令和4年5月30日）に基づき、デジタル推進委員及びデジタル推進よびかけ員（以下「デジタル推進委員等」といいます。）の任命をしています。

デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情報の適切な管理・保護に努めると共に、デジタル推進委員等に関する個人情報の取扱い（取得、利用、及び提供を含みますがこれらに限られません。）についてご理解いただくためにご説明するものです。

なお、このプライバシーポリシーに使われる用語の定義は、別段の定めをしない限り個人情報保護法その他の法令に準じるものとします。

2. 取り扱うこととなる個人情報

（1） デジタル推進委員等となるために必要な申請もしくは登録する情報又は当庁がデジタル推進委員等として任命するために必要とする情報

- （例）デジタル推進委員等となるためにデジタル推進委員等のウェブサイト上でフォーム上に入力する、デジタル推進委員等の氏名、住所、連絡先、所属元（団体に所属してデジタル推進委員等となる場合）、活動分野など

（2） デジタル推進委員等の活動に関する情報

- （例）デジタル推進委員等向けに公開したウェブサイト上でデジタル推進委員等が投稿等した情報

上記のほか、当庁は、デジタル推進委員等関連のウェブサイトの運営の利便性の向上及びウェブサイトの訪問者体験の改善等のためにcookieその他類似の技術を用いてウェブサイトの訪問者の情報を取得する場合がありますが、このようにして取得した情報は、当該ウェブサイトにおけるデジタル推進委員等の認証に必要な場合等を除きご利用者の承諾なく利用者の個人情報と関連付けることはいたしません。

なお、当該ウェブサイトにおいては、Google Analyticsを利用してますが、Google社から提供されているオプトアウトのプラグイン（<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja> から入

3. 個人情報の利用及び第三者提供の目的ならびに保持

（1） デジタル推進委員等となるためにデジタル推進委員等のウェブサイト上でフォーム上に入力する、デジタル推進委員等の氏名、住所、連絡先、所属元（団体に所属してデジタル推進委員等となる場合）、活動分野等の情報は、以下の目的に利用されます。

- デジタル推進委員等の任命にかかる審査、任命及び管理
 - デジタル推進委員等として活動するに当たっての教育研修事務
 - デジタル推進委員等の活動等に関連して当庁に頂戴したご意見・ご要望に対して適切に対応するため（その内容に応じて適切と認められる関係府省等に転送等を行うことを含みます。）
- （2） デジタル推進委員等向けに公開したウェブサイト上でデジタル推進委員等が投稿等した情報は、内容を精査・分析して以下の目的に利用されます。

- デジタル推進委員等として活動するにあたっての教育研修事務
- デジタル推進委員等の活動を通じて得られた知見等を他のデジタル推進委員に共有等を行うため
- デジタル推進委員の活動等に関連して当庁に頂戴したご意見・ご要望に対して適切に対応するため（その内容に応じて適切と認められる関係府省等に転送等を行うことを含みます。）
- ウェブサイトの安定的な運営、管理若しくは保守又はウェブサイトの継続的な改善

当庁が取得した個人情報は、上記(1)及び(2)の目的のために必要な限りにおいてのみ保持、利用又は第三者に提供し、利用等の必要がなくなったと認められる場合には遅滞なく消去します。なお、人情報を匿名化し特定の個人を識別することのできない形で統計的に処理した場合には、上記(1)及び(2)の目的にかかわらず利用し、又は、公表等することができます。

ただし、当庁が適用を受ける法令の定めにより必要な場合、当庁の所掌事務の遂行に当たり頂戴した個人情報を利用する相当性がある場合、個人情報を利用することに特別の理由がある場合等の個人情報保護法の定め等において正当と認められる場合に個人情報を利用し又は提供することができます。

4. 個人情報の開示、訂正、追加もしくは削除又はその他の権利

以下リンク先の定める方法により、適切に対応いたします。また、当庁が別途定める方法により、デジタル推進委員の登録情報等の一部を変更又は削除等することができる場合があります。

[個人情報保護 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

5. 安全確保の措置

当庁は、ご利用者等から取得して取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。また、システム保守等の目的で外部の第三者への委託する場合があることに伴い、個人情報の取扱いについても当該第三者に委託する場合があります。その場合には、委託先においても取得した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理がなされるよう、必要な措置を講じます。

6. その他

当庁は、関係法令の改正その他必要と認められる場合、このプライバシーポリシーを変更する場合があります。この場合、変更後のプライバシーポリシーをウェブサイト上に掲載するとともに、個人情報保護法上必要と認められるときは、ご利用者に通知し又は同意をいただくよういたします。

7. お問合せ先

デジタル庁

所在地：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19階、20階

[メールアドレス：support-digital-ps@digital.go.jp](mailto:support-digital-ps@digital.go.jp)

改訂履歴

2022年8月2日策定